

特定非営利活動法人日本火山学会 行動規範

(2016年5月24日総会承認)

「日本火山学会 (The Volcanological Society of Japan)」は火山学及びこれに関連する諸科学の進歩、それらに関する知識の普及などを目的とする。火山学は、火山現象を研究し解明することを目的とした自然科学の一分野で、その対象の中心は、マグマの発生、進化、移動、噴火等の過程にある。日本火山学会 (以下、学会と略す)は、火山現象の理解において、世界的に見てもきわめて大きな貢献を果たしていると共に、営利を目的とせず、不特定多数の市民の利益増進に寄与するために、自然科学・社会教育の推進を図り、学術・文化の振興、火山国日本の環境保全を図る、などの活動を実施してきている。

日本火山学会会員 (以下会員と略す)は、火山学の進歩・普及に寄与すると共に、火山学の研究が社会からの信頼と付託の上に成立していることを自覚し、より高い倫理意識のもとに誠実に行動することを求められている。本行動規範は、学会の歴史と背景を踏まえ、学会活動の一層の振興を図ると共に、学会、並びに会員が、社会の様々な問題に係わる際の、基本的な考え方を整理し定めおくものである。

1. 公開と説明

- (1)会員は、火山学に関する研究活動の成果を関連学界や社会に広く周知するため、中立性・客観性をもって進んで公表するように努める。
- (2)会員は、自己の良心と信念に従い積極的に情報を発信すると共に、火山現象の特性を鑑み、研究成果が社会や環境に及ぼす影響にも留意し、社会との建設的な対話がなされるよう努める。

2. 自然・文明・文化の尊重

- (1)会員は、自然ならびに多様な文明・文化、地域、社会を尊重して研究活動を推進する。
- (2)会員は、人種、性、年齢、地位、所属、思想、宗教などによる差別

をせず、個人の自由と人格を尊重して研究・教育・学会等の活動を行う。

3. 研究活動

- (1)会員は、自らの専門知識・能力等の向上に努め、研究等に励み、学術の発展に寄与する。
- (2)会員は、研究成果の、ねつ造、改ざん、盗用、二重投稿などの不正行為を為さず、前人の貢献を誠実に評価する。
- (3)会員は、複数の関係者によって成果を創出した場合には、貢献した者の寄与と成果を尊重し、研究成果には連帯して責任を持つと共に、非公開情報の不正入手や不正使用を行わない。
- (4)会員は、科学技術に関わる問題に対して、特定の権威・組織・利益によらず、中立的・客観的な立場から討議すると共に、信念と誇りを持って、専門家および社会との共有に努める。

4. 教育と人材育成

- (1)会員は、火山学に関連する教育の推進、次世代人材育成、並びに研究交流基盤の形成と改善等に努める。
- (2)会員は、社会における火山学の理解を深め、新たな知の創造や防災に役立てられるような普及・啓発活動の積極的な推進を心がける。
- (3)会員は、火山学の知識をもった人材が社会で活躍できる場を拡大するように努める。

5. 関連諸分野との連携

- (1)会員は、地球科学や関連する諸分野との連携を深め、学際的研究を積極的に行って、新しい学問分野の創成に努める。

6. 社会への貢献・科学的助言

- (1)会員は、政治、行政との健全・公正・透明な関係を維持、向上するよう努める。

(2)会員は、科学が証明できる範囲とその限界について、社会と広く共有できるように努める。

(3)会員は、科学的助言の質の確保に最大限努め、科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について、わかりやすく説明するよう心掛ける。

(4)会員は、公共の福祉、安寧および社会の保全に資するために、政策の立案・決定者等への助言を求められた場合は、専門的知識および経験を活用して、客観的かつ科学的根拠に基づく公正な助言を行うよう心掛ける。

7. 法令等の遵守

(1)会員は、法律、条例、規則等の理念を十分に理解して研究活動を行い、社会規範を遵守し、社会や環境等の変化に応じてその改善に努める。また、本行動規範に従って行動し、学会に対する社会の信頼に応えるよう努める。

8. 利益相反

(1)会員は、自らが行う研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利害関係に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(2)会員は、自らの職務において、利益相反が生じる可能性がある場合には、説明責任と透明性および公明性を重視して適切に対応する。

9. 研鑽

(1)会員は、常に高い倫理意識のもとに誠実に行動するとともに、公正で透明性の高い研究環境の確立と維持を自らの責務と自覚し、研究活動の基盤となる環境の質的向上に積極的に取り組む。